平成２８年（フ）第８０５号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1290番地の１（201号）、前住所大阪市平野区加美正覚寺３丁目２番20―919号
債務者　伊藤　晃生（旧姓神川）
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
堺市堺区甲斐町西３丁１番10―202号
債務者　古川　ゆい
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２１号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目６番12号
債務者　天見　憲夫
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２４号
堺市西区浜寺石津町東５丁４番９号　１Ｆ
債務者　櫻田　耕作
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４０号
堺市北区金岡町2308番地　ハイツよしむら106号
債務者　野間みゆき
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４３号
堺市南区城山台２丁１番２―405号
債務者　井手　洋子
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４８号
大阪府藤井寺市沢田１丁目６番28―102号
債務者　小笠原惠美子
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６５号
堺市北区八下北２番38号
債務者　松田　家平
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７４号
堺市堺区甲斐町東６丁１番40―310号、前住所兵庫県姫路市香寺町中寺258番地79
債務者　肥塚　悟史
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市中畝５丁目10番14号　ＬＩＭＡＮＩ―102号室
債務者　真殿　　歩（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
北海道虻田郡倶知安町南２条東２丁目１番地18　オースハウス204号室
債務者　瀬戸　麗生
１　決定年月日時　平成28年11月11日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第１５７号
長野県須坂市大字日滝306番地４　シャングリラ202号
債務者　藤沢　浩行
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０５号
大阪府枚方市招提元町１丁目38番26号
債務者　松本　克紀
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７３号
大阪市住之江区南港中３丁目３番34―510号
債務者　大森　有奈
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３０号
大阪市住吉区千躰２丁目２番27号　サニーハイツ　105号
債務者　富士総合調査こと　盛　　哲朗
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３５号
大阪市港区南市岡３丁目２番２―506号
債務者　山内　力也
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３８号
大阪府寝屋川市点野６丁目３番13―206号
債務者　大田　好弘
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５０号
大阪府東大阪市出雲井本町２番９―501号
債務者　髙畑　良美
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部